

### NPO・ボランティア

- NPO・ボランティアに関する相談、情報・交流の場の提供  
あすみん(NPO・ボランティア交流センター)  
☎724-4801 ㊟724-4901  
ホームページ<http://www.fnvc.jp/>
- 市民公益活動、NPO・ボランティア活動支援  
市民局市民公益活動推進課  
☎711-4283 ㊟733-5595
- 福祉ボランティア支援・登録・紹介  
福岡市ボランティアセンター  
ホームページ<http://www.fukuoka-vc.or.jp/>

- 市ボランティアセンター(市社会福祉協議会)  
中央区荒戸3丁目3-39市民福祉プラザ2階  
☎713-0777 ㊟713-0778
- 東区ボランティアセンター(東区社会福祉協議会)  
東区馬出5丁目40-11箱崎前田6ビル3階  
☎643-8922 ㊟643-8923
- 博多区ボランティアセンター(博多区社会福祉協議会)  
博多区博多駅前2丁目19-24博多区保健福祉センター内  
☎436-3651 ㊟436-3652
- 中央区ボランティアセンター(中央区社会福祉協議会)  
中央区大名2丁目5-31中央区役所内  
☎737-6280 ㊟737-6285
- 南区ボランティアセンター(南区社会福祉協議会)  
南区塩原3丁目25-1南区役所別館  
☎554-1039 ㊟557-4068
- 城南区ボランティアセンター(城南区社会福祉協議会)  
城南区鳥飼5丁目2-25城南区保健福祉センター内  
☎832-6427 ㊟832-6428
- 早良区ボランティアセンター(早良区社会福祉協議会)  
早良区百道1丁目1-1東急リパブル百道ビル1階  
☎832-7383 ㊟832-7382
- 西区ボランティアセンター(西区社会福祉協議会)  
西区内浜1丁目7-101  
ウエストコート姪浜北山興産ビル1階  
☎895-3110 ㊟895-3109

### 施設情報

あすみん(NPO・ボランティア交流センター)  
〒810-0041 中央区大名2-6-46 青年センター5階  
☎724-4801 ㊟724-4901 ㊟月～土曜/10時～22時(日曜・祝日は18時まで) ㊟毎月第4水曜、12/29～1/3 ㊟地下鉄「天神」下車徒歩5分、西鉄バス「西鉄グラントホテル前」下車すぐ ㊟P4→B-2



### 地域活動への支援

- 市民活動保険制度  
自治会・町内会やボランティア、公民館などの活動中に発生する万一の事故に備えて、市が加入する保険制度です。事前の登録などは不要ですが、保険の対象となる団体や活動などに一定の要件があります。
- 地域集会所助成制度  
自治会・町内会などの自治組織が集会施設の新築・購入や増改築、ならびに修繕や借上を行う際に、費用の一部を補助する制度です。また、集会施設を設置するための土地取得に際して、必要な資金の一部を融資します。いずれの助成にも一定の要件があります。
- 自治会・町内会等(地縁による団体)の法人化の認可  
自治会・町内会等(地縁による団体)が所有する集会所、土地などの不動産等については、通常、個人名義でしか登記できませんが、一定の要件のもとで市長の認可を受けることにより、法人格を取得し、自治会・町内会等の名義で登記することができます。
- 自治会活動ハンドブック  
自治会・町内会の運営や活動の参考になるような情報をまとめた冊子「自治会活動ハンドブック」(A4判、75ページ)を、各区役所の地域支援課で配布しています。この冊子には、組織の運営方法や先進的な活動の事例、規約・案内文の例などを掲載しています。

※福岡市では、このほかにも地域活動を支援するため、さまざまな施策を実施しています。  
福岡市ホームページ  
<http://www.city.fukuoka.jp/community/>では、地域支援施策などに関する情報を掲載しています。

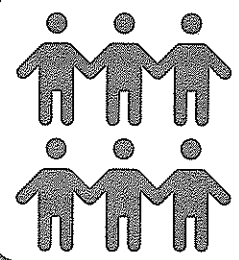
### 地域活動などに関する窓口案内

- 公民館の利用について…各公民館(P42～55防災マップ参照)
- お住まいの地域の地域活動や支援施策などに関する情報について…各区地域支援課

区	所属	電話番号
東区	地域支援課	☎645-1041
博多区	地域支援課*	☎419-1048
中央区	地域支援課	☎718-1061
南区	地域支援課	☎559-5071
城南区	地域支援課	☎833-4061
早良区	地域支援課	☎833-4416
	入部出張所	☎804-2011
西区	地域支援課	☎895-7036
	今宿出張所	☎806-0379

※博多区は、自治会・町内会等の法人化の認可については地域振興課(☎419-1042)  
■その他福岡市の地域支援施策全般について  
市民局コミュニティ推進課  
☎733-5161 ㊟733-5595

# 地域活動・NPO・ボランティア



### 公民館

福岡市では、小学校区ごとに公民館を設置しています。公民館は、住民が気軽に利用でき、集い、学び、人と情報が集まる場所です。公民館を拠点にさまざまな地域活動が展開されています。

### 公民館の機能

情報発信・提供	地域活動・生涯学習の情報や行政情報などを提供します。
地域活動の支援	自治協議会や各種団体が行う会議や地域活動に施設を提供するなど、住みよいまちづくりに向けた活動を支援します。
各種講座の開催や自主活動への支援	子育てや男女共同参画、環境、人権問題など地域の課題解決につながる講座や講演会を企画し、学習の機会を提供します。また、子育て交流サロンやボランティアグループ、サークルに施設を提供します。
災害発生時の一時避難所	台風や地震などの災害発生時に、一時避難所になります。

※公民館の住所、電話番号および位置はP42～55防災マップに掲載しています。

### 公民館情報

各公民館が毎月発行している公民館だよりのほか、ホームページ「まなび(アイ)ふくおか(<http://gakushu.city.fukuoka.jp/>)」では、公民館の講座イベント、サークル情報や校区の情報などを掲載しています。

### 自治組織

#### 自治会・町内会

自治会・町内会などの自治組織は、地域で互いに助け合い、支え合う地域づくりの基盤で、住みよい地域づくりのためのさまざまな活動が行われています。

自治会・町内会には、その地域の住民は誰でも加入できます。加入や活動への参加などのご相談は、お住まいの地域の自治会・町内会まで。

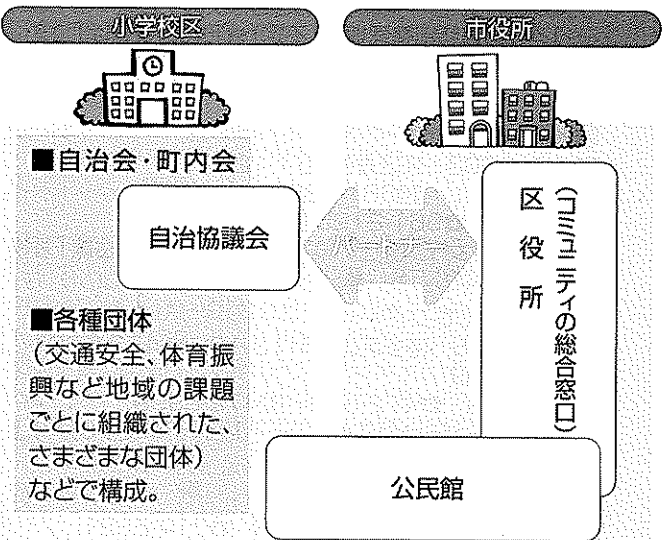
#### 自治協議会

地域づくりの基本は、町内を単位とする自治会・町内会です。

一方で、防犯・防災活動など、地域のさまざまな課題に対応していく場合には、小学校区単位で考え、活動する方が効果的な場合も少なくありません。

このように、校区のさまざまな事柄をみんなで考え、話し合い、行動していくためには、できるだけ多くの住民や各種団体が参加する組織＝「自治協議会」の果たす役割が重要です。

#### ■自治協議会と福岡市のかかわり(イメージ図)



※「自治協議会」はそれぞれの校区の実情に合わせた自主的な運営を行っており、校区によっては「自治連合会」「まちづくり協議会」など名称も異なります。また、組織や活動も校区によってさまざまです。